

伊達市立図書館整備基本構想（素案） に対する市民意見公募（パブリックコメント）の結果

「伊達市立図書館整備基本構想（素案）」に対する市民意見公募結果について、ご意見と市の回答を下記のとおり公表いたします。

案 件 名	「伊達市立図書館整備基本構想（素案）」の策定		
募 集 期 間	令和5年12月8日（金）から令和6年1月10日（水）まで （34日間）		
有効な意見の件数 （意見提出者数）	24 件 （ 10 名 ） ※意見番号数：21件		
無記名などにより 無効となった意見件数	0 件 （ 0 名 ）		
有 効 な 意 見 の 取 扱 い	反 映	意見の全て、または一部を 案に反映するもの	4 件
	既 登 載	既に案に盛り込んでいるもの	1 件
	そ の 他	その他の意見・今後の参考として 伺ったもの	19 件
有 効 な 意 見 の 提 出 方 法	電子メール		6 名
	郵 送		0 名
	ファクシミリ		0 名
	直接持参 （担当課窓口・意見投函箱）		4 名
お 問 い 合 わ せ 先	伊達市教育委員会教育部図書館業務係（伊達市立図書館本館） 〒052-0022 伊達市梅本町67番地5 電話番号 : 0142-25-3336 FAX番号 : 0142-25-2551 Eメール : toshokan@city.date.hokkaido.jp		

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
1	1-1	<p>・個別学習など多様な学びへの配慮、に賛成します 中高生が、「市内に勉強する場所がない」と室蘭市に通っています。子どもらが、JRの時刻に左右されず、集中して勉強に取り組めるよう、学習空間の充実を期待します。 現役世代が個別に、またはグループで資料を調べ議論できる場所、自己研鑽に当てられる空間もあることも望ましいです。需要の多い業種を優先して資料の充実も望みたいです。 子どもや親世代に資源を注力して、全体を活性化、人口増に繋げたい資料の方針に合うと思います。</p> <p>・太陽光発電などのエコシステムの導入に反対します 太陽光発電に燃料が必要ないようでも、落下、火災での扱いが問題になります。 パネル作成にはシリコンや希少金属が必要です。シリコンの生産には大量の電力が必要です。希少金属の採掘での環境汚染、労働者の安全性、生産地である新疆ウイグル自治区での人権問題もあります。 本当に環境に優しいのか、経済・人権・国防の観点からの問題点など、図書館にも問題提起する書籍は多数あります。子ども達に考えるための情報を提供し、勉強会を開催するのは良いと思いますが、図書館が率先して導入することは、先入観を与えかねません。</p>	<p>【 既登載 】 静かな空間とした個別学習スペースや、グループでの議論や学習に対応できるスペースを設けることを想定しております。 また、資料については、ニーズを把握し、徐々に充実させていきたいと考えています。</p> <p>【 その他 】 地球温暖化対策の取組として太陽光パネルを設置する予定です。 太陽光パネルについては、クリーンエネルギーを導入することで、市民の方に環境問題について関心を持っていただくことにつなげていきたいと考えています。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既登載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 その他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-1	<p>1 全体スケジュールについて</p> <p>合併特例債を使って新しい図書館を建設するという方向性を示してから、急遽図書館整備検討委員会が設置されました。第1回の検討委員会は10月27日に開催され、第2回は11月17日に開催されました。この段階では、新しい図書館の施設や設備、運営面について、検討委員会としての考え方がまとまっておらず、1月19日に開催予定の第3回の検討委員会で提言書の内容について審議することになりました。検討委員会で十分な審議が行われていないにもかかわらず、11月22日には市議会全員協議会での説明、12月1日には第4回定例会に「基本・実施設計」経費に係る補正予算案が提出されました。</p> <p>更に、1月19日開催予定の第3回検討委員会で提言書を審議し、2月9日開催予定の第4回検討委員会で最終案を確定し、2月中旬に教育長に提言書を提出する予定となっていますが、その間にも1月下旬に市議会全員協議会が予定されており、基本・実施設計業務委託の発注が予定されています。</p> <p>更に、2月下旬の第1回定例会に「基本・実施設計」経費に係る当初予算案を提出し、市議会全員協議会を経て図書館整備基本構想を決定するスケジュールになっています。</p> <p>このように、図書館整備検討委員会で十分な審議が行われていないにもかかわらず、見切り発車気味に市議会全員協議会での説明や補正予算が提出されており、図書館整備検討委員会は、初めから重要視されておらず、形だけ設置すれば良い的なニュアンスを感じました。</p> <p>結論から言うと、全体スケジュールは誰が見ても信じられないような厳しいスケジュールで、こんな厳しいスケジュールで良い案が出るとは到底思えません。市民が切望する新しい図書館は、十分な議論を尽くしたうえで最終決定するという考え方に何故至らなかったのでしょうか。合併特例債も理解しますが、数億円かけてこんな施設かと市民から言われないように、十分な時間をかけるべきだと思いますが。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>令和2年度に一旦事業を凍結するまでに、伊達市立図書館あり方検討委員会において議論を重ね、図書館に関する方針について提言をいただいております。図書館運営協力会からも毎年提言をいただいております。</p> <p>今回、再整備の検討にあたっては、これまでの提言を踏まえたうえで、市民の皆様から多数のご意見をいただき、図書館整備検討委員会においては、新たに新図書館に求められる機能などについての提言をしていただきます。</p> <p>整備スケジュールが厳しいものになっていることは確かですが、決して議論が不十分であるとは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-2	<p>2 図書館整備検討委員会について</p> <p>10月27日に設置された図書館整備検討委員会は、16名の委員で構成されていますが、一般公募委員は4名で、図書館運営協力会から10名、司書教諭2名となっています。そもそも図書館整備検討委員会という附属機関は、伊達市民全体の代表者で構成すべきではないでしょうか。</p> <p>図書館運営協力会は、図書館の身内の組織であり、身内から10名も選出しては、伊達市全体の代表者と言えますか。委員数も16名では多すぎて、10名程度とし、地域や年齢、男女の比率を考慮して、すべて一般公募による委員にすべきではないかと思いました。</p> <p>会議の概要について会議等報告書を読ませていただきましたが、委員の名前は掲載していませんが、このレベルでは新しい図書館を検討する委員としてはとても無理だなと感じる意見が相当見受けられました。「木を見て森を見ず」とは、その人を責めるのではなく、その人を人選した事務局側に責任があると思います。</p> <p>附属機関の委員の人選は、ある意味、市の幹部職員の能力が試されます。会議等報告書を読んだ市民が、「これじゃだめだよね」と匙を投げるような人選では、とてもうまくいくとは思えません。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>図書館運営協力会の委員は、各分野の団体から推薦された6名及び一般公募で応募された4名で構成されています。</p> <p>また、図書館整備検討委員会については、更に広く市民の皆様の意見を反映させるため、図書館運営協力会の委員10名に加え、一般公募4名、学校司書2名の16名で構成されております。</p> <p>市といたしましては市民全体の代表者で構成されていると考えており、図書館整備検討委員会会議においても、委員の皆さまから貴重なご意見をいただいております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-3	<p>3 新図書館の基本的な考え方について</p> <p>伊達市図書館条例について、新図書館と現図書館が一体として図書館条例に入るのか、現図書館は別の公の施設として新たな条例を作るのか、この点を検討委員会で明確に示さないと議論が進まないと思いました。</p> <p>現図書館の総面積が960㎡で、新図書館の総面積もレイアウトイメージでは1,320㎡なので、一体として考えるのであれば2,280㎡で、議論する価値はありますが、一体として考えるのではないということであれば、新図書館に今ある機能をほとんど持っていくとなんら今までと変わらなく、議論の余地はほとんどないと思います。</p> <p>合併特例債を使つての事業なので、色々と制約があると思いますが、現図書館と新図書館を一体として2,000㎡を超える図書館にして欲しいと思います。アドバイザーが言っているとおり、連絡通路でつないで、現図書館は幼児や小学生中心の図書館、新図書館は中高生からシニアまで利用できる図書館にして欲しいと思います。</p> <p>図書が主役の図書館ではなく、人間が主役の図書館というコンセプトで、書架は可能な限り少なくして、空間を多くとってください。札幌市の札幌文化芸術劇場hitaru内にある「札幌市図書・情報館」は人間が主役の図書館です。多くの市民が自由に滞在できる空間がたくさんあります。是非、参考にしてください。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>現図書館施設の後利用については、正式に決定していないため、図書館基本構想(素案)において明確な表現はしておりませんが、伊達市図書館条例は、新図書館についての条例とする予定です。</p> <p>しかしながら、図書館整備検討委員会においては、新図書館と現図書館の後利用施設を一体的に運用するイメージをもとに、新図書館に必要な機能について検討を進めていただいています。</p> <p>また、新しい図書館は、ご提案のとおり、多世代が気軽に集える施設にしたいと考えています。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-4	<p>4 市民のコンセンサス</p> <p>カルチャーセンターや伊達市体育館の場合も十分に時間をかけて議論し、ある程度関係者のコンセンサスを得てから建設に着手しました。建設に着手する前段で財源をどうするかという議論になると思います。しかし、今回は、全く市民のコンセンサスを得ないまま、合併特例債という財源が先行し、合併特例債に縛られて、スケジュールを決めるという全くナンセンスな手法を取りました。</p> <p>市民あつての行政であつて、市民のコンセンサスを得ない大型事業はあつてはならないと思います。市役所は、市民あつての市役所であり、市役所職員は全体の奉仕者であるという事をもう一度、胸に刻んでください。市民のコンセンサスが最も重要なファクターだと思います。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>図書館再整備に当たり、将来にわたり財政負担を残さないためにも財源として合併特例債を利用することについては、事業の一時凍結前にも議論されてきたところであり、現在の図書館整備検討委員会においては、これまでいただいた提言内容を踏まえ、これからの図書館について検討いただいています。</p> <p>有利な財源である合併特例債の適用期限があるため、整備スケジュールが厳しいものになっていることは確かですが、新しい図書館の整備は市民が待ち望んでいることであり、多くの市民の皆様にご意見をいただきながら、整備を進めていきたいと考えております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
2	2-5	<p>5 パブリックコメントについて</p> <p>パブリックコメントは、伊達市市民参加条例第7条第1項により行わなければなりません。第4号では「市民の公共の用に供される大規模な施設の設置に係る基本計画及びその利用や運営に関する方針の策定又は変更」となっています。これは、基本計画や整備基本構想の策定については、市が策定した最終案について、市民の意見を求めるものです。スケジュールでいくと、図書館整備検討委員会からの提言を受けて平成6年2月中旬に策定する図書館整備基本構想に対してパブリックコメントを求めて、最終案を決定するというスケジュールになります。</p> <p>今回の素案に対するパブリックコメントは、伊達市市民参加条例第7条によるパブリックコメントとは言えません。2月中旬に予定されている市議会全員協議会を経て、「図書館整備基本構想」の決定となっていますが、この後に、パブリックコメントをしなければなりません。伊達市市民参加条例第8条によるパブリックコメントや市民説明会は、素案ではなくて最終案について市民の意見を聴くことになっています。第7条第1項第4号で基本計画の策定、利用や運営に関する方針の策定となっています。伊達市市民参加条例を遵守してパブリックコメントを実施してください。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>この度のパブリックコメントは「伊達市立図書館整備基本構想(素案)」に関して、広く市民の意見を求めるものであり、今回のパブリックコメントでいただいたご意見や、市民説明会でのご意見、図書館整備検討委員会からの提言などを可能な限り反映させて、「伊達市立図書館整備基本構想」の策定につなげていくものです。</p> <p>今回お示ししている基本構想は最終的な案ではありませんが、広く市民意見を反映させるパブリックコメントの意図に反してはいないと考えています。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
3	3-1	<p>素晴らしい素案作成お疲れ様です。 素案が抽象的表現で纏まっておりますが、以下の点につきましては、当然考慮されたものとは存じますが、念のため希望を申し上げます。よろしく申し上げます。</p> <p>① 《よむ・よむ》カードのスマホアプリ化 ② 個人用ブースの設置（5室位） ③ 視聴覚ライブラリーの整備・貸し出し（ジャンルは、希望聴取） ④ i p a d等電子機器の館内貸し出し ⑤ 採光を工夫し、開放的な閲覧室 以上</p>	<p>【 反映 】</p> <p>① 《よむ・よむ》カードのスマホアプリ化については、図書館システムを室蘭市・登別市と共同運用しているため、他の2市と協議しながら検討を進めていきたいと考えています。 ② 静かに本を読んだり学習したい方のため、個別学習スペースを設置する予定です。 ③ 視聴覚ライブラリーについては、将来の利用ニーズを踏まえて検討いたします。 ④ 今後のデジタル化の進み方や利用ニーズを踏まえて検討いたします。 ⑤ 明るく開放的な図書館にしたいと考えており、閲覧スペースについてもゆったりと過ごすことができる空間を目指します。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
4	4-1	<p>1. 蔵書の開架率を上げていただきたい</p> <p>蔵書数10万冊の内、現在回されているのは7割程度と12月15日の説明会で示されました。図書館は新たな知との出会いの場です。どのような書籍があるか開架して市民の目に止まるようにしてもらいたいことを願います。バリアフリー化構想で書架が増えることはないとの説明でしたが、そうであれば、書庫にある資料を来館者に知らせる工夫を要望します。</p> <p>2. 子どもたちの意見を取り上げ、子どもが来館しやすい図書館にしていきたい</p> <p>すでに子どもたちへのアンケートが行われているとの説明がありました。どのような意見があったのか、その声を機会を見て紹介していただき、どのように反映されようとしているかをわかりやすく示してくださるよう要望します。</p> <p>説明会では自習室についての要望もありましたが、机上に荷物を置ける広さと電子端末を利用できるUSBポートなどを用意してもらおうと利用しやすいと考えます。</p> <p>3. 司書の増員と正規雇用化、直営方式での運用</p> <p>説明会では会計年度職員として雇用という説明でしたが、図書館の機能拡大にもなって、利用者の利便性向上をはかる上で、常勤正規の司書の存在は欠かせません。館長は専門職ではないとのことでしたので、なおのこと司書の役割は重要です。同時に、当面直営方式での運用を行うという説明もありましたが、この点と合わせて利用者にとって利便性の高い図書館となるよう、財政面での奮闘を期待します。</p>	<p>【 反映 】</p> <p>開架スペースについては、本を探しやすい配架を心がけるとともに、レファレンスサービスや蔵書検索機能の充実により、書庫に保管している資料について、来館者に周知するよう努めます。</p> <p>【 反映 】</p> <p>市内の小中学校、義務教育学校及び高等学校において実施した図書館に関するアンケート結果については、第2回伊達市立図書館整備検討委員会会議録資料として市ホームページに掲載しています。</p> <p>また自習スペースについては、パソコンなどの電子機器の持ち込みに対応した設備にしたいと考えています。</p> <p>【 その他 】</p> <p>図書館の運営方法については、利用者にとって利便性の高い施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】** : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】** : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】** : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
5	5-1	<p>むやみに広くなくていいです。 欲しい本がすぐ読めるように予算を組んでもらいたいです。以前はリクエストしたら割合すぐ買ってくれていたのに「リクエストいただいた本を入荷する予定はありません」と断られて最近も読みたい本をリクエストしたところ、14～15人待ちの予約が入っているとと言われて読めずにいます。</p> <p>2週間に一度は必ず利用していますが、もっと生活に役立つ情報や面白い本を取り揃えてほしいです。英字新聞（ジャパントイムズ）も入れてほしいです。</p> <p>最後に本を読む場所で自主学习に使えるコンパートメント学習机とお弁当などを気軽に食べれる自販機付きの場所を用意していただけたらうれしいです。</p> <p>読んでくださってありがとうございました。</p>	<p>【 反映 】</p> <p>限られた予算の範囲内で多くの人に読まれるであろう本を中心に選書しているため、全てのリクエストに対応することはできませんが、可能な限り市民の皆様のご要望にお応えできるよう努めて参ります。</p> <p>また、個人が集中して学習することができるスペースや飲食可能な交流スペースの設置を考えています。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
6	6-1	<p>【運営について】 新図書館の管理体制に関し、影山教育長は、新図書館を民間委託せず、市の直轄にすると発言されました。教育長の考えに、大いに賛成します。以下に理由を述べます。</p> <p>最近多くの公立図書館が指定管理体制を取り、CCC、TRC等に管理を任せているが、多くのところで、問題が生じています。最近も和歌山市民図書館（ツタヤ・CCC運営）において、館内で所在不明の図書が急増したそうです。つまり、合理化等によって図書館本来の業務が疎かになっているということである。</p> <p>また、TRC（図書流通センター）の指定管理体制が取られている苫小牧市民図書館においては、利用者情報が、捜査令状もないのに警察に積極的に提供された、ということも起こっていると聞く。これは、※「図書館の自由」を犯しかねないものである。</p> <p>※「日本図書館協会 JLA」による「図書館の自由に関する宣言」 図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に、資料と施設を提供することをもっとも重要な任務とする。この任務を果たすため、図書館は次のことを確認し実践する。</p> <p>第1 図書館は資料収集の自由を有する。 第2 図書館は資料提供の自由を有する。 第3 図書館は利用者の秘密を守る。 第4 図書館はすべての検閲に反対する。</p> <p>図書館の自由が侵されるとき、われわれは団結して、あくまで自由を守る。</p> <p>元々、図書館というのは営利を目指すものではない（図書館法十七条によって、資料の利用に対する如何なる対価をも徴収してはならない、と定められている。）ため、営利企業の収益は確保できない。よって、手抜きをする、働く人の賃金を抑えるなどという方策をとることになる。そうなると、図書館の本来の業務が疎かになり、公共性や信頼性を損なうことになる。</p> <p>図書館は市の直営とし、市が責任を持って運営していただきたい。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>図書館の運営方法については、利用者にとって利便性の高い施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
6	6-2	<p style="text-align: center;">【 施設の内部デザイン及び立地等について】</p> <p>図書館は、基本的人権のひとつとして知る自由をもつ国民に資料と施設を提供することが最も重要な役割である。親しみやすい図書館であるように、談話スペースや飲食スペースを持つことはいいことだと思うが、そのために書架のスペースがなくなってしまうようでは、本末転倒である。予算、施設の広さを鑑みて、無理のない程度に考えていただきたい。例えば、素案にあるような立地であれば、食育センターとの連携で飲食スペースを確保する。また、現図書館の場所に、談話スペースを子どもの遊び場に隣接して作るという方法もあるだろう。</p>	<p style="text-align: center;">【 その他 】</p> <p>図書館の内部デザイン等については、無理の無い予算の範囲内で書架スペースや他のスペースのバランス等が利用者にとって利便性の高い施設となるよう、検討を進めていきます。また、近隣施設と連携を図りながら、サービスの向上に努めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
6	6-3	<p>【施設の管理・運営について】</p> <p>図書館は、市民の財産として、市が責任を持って運営し、人員を配置してほしい。</p> <p>最近、公立図書館で指定管理制をとっているところが増えている。民間企業への委託では、確かに見栄えが良くなったり、入館者数が増えたりする（つまり集客力がある）ことがあるが、こういうことばかりに気を取られると、図書館本来の機能が見失われるのではないか。多くの人が借りているからその書籍には価値がある、というものではない。</p> <p>市民が調査研究を行うための資料を広く提供する、というのは、公立図書館の重要な任務である。たとえ、利用者が少なくとも、社会的、歴史的に重要な資料が、市民の知らないうちにどんどん廃棄されていくようなことがあってはならない。</p> <p>公立図書館は、住民の生涯学習を支えるものであり、収益を上げることを考えねばならない民間企業への委託はそぐわない。</p> <p>図書館は、伊達市がしっかり管理していくべきであるし、図書館本来の任務を理解し、書物への興味と深い見識を持つ人材を、伊達市として責任を持って配置し、育てていくことを望む。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>図書館の運営方法については、住民の生涯学習活動を支えるため資料を広く提供可能な施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
6	6-4	<p>【図書館整備の進め方について】</p> <p>新図書館整備について、検討委員会を設け、また市民説明会を実施するなど、住民参加の場を多く設定していることについては、伊達市の姿勢を高く評価します。</p> <p>しかしながら、検討委員会の選任について、もう少し工夫の余地があるのではないかと思います。以下具体的に述べます。</p> <p>①せつかく公募委員を募りながら、公募委員の人数が4人というのは少なすぎる。また、この僅かの公募委員の人選に偏りがあるように思える。</p> <p>子育て世代を大事にすることが悪いとは言わないが、図書館の利用者には、高齢者も多いのに、この層を軽視してはならない。各年齢層の一般市民からバランス良く委員を選出するべきである。</p> <p>教育基本法にもあるように、公立図書館は社会教育のための機関である。そして、公立図書館は住民の生涯学習を支える施設であるということを考えるならば、各年齢層を考慮することが求められる。</p> <p>②公募委員の数が少ないこととも関わりがあるが、その倍の人数が「図書館運営協力会員」に充てられていることに疑問を感じる。なぜなら、「協力会」というのが「会」であるのなら、その中である程度、意見をまとめて出すことができるからである。はじめに「人数ありき」であるのなら、こんなに多人数を「協力会」に充てるよりは、むしろ、公募委員の数を増やし、一般市民から広く募るべきである。</p> <p>③検討委員の公募には何人の応募があり、どういう基準で選出したのかについて、情報公開してほしい。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>図書館整備検討委員会については、更に広く市民の皆様の意見を反映させるため、図書館運営協力会の委員10名（一般公募4名含む）に加え、一般公募4名、学校司書2名の16名で構成されております。</p> <p>市といたしましては市民全体の代表者で構成されていると考えております。</p> <p>図書館運営協力会からは図書館運営の改善点について毎年提言をいただいております。委員任期が2年で、各分野の団体から推薦された6名及び一般公募で応募された4名で構成されているため、市といたしましては市民全体の代表者で構成されていると考えており、図書館整備検討委員会会議においても、委員の皆さまから貴重なご意見をいただいております。</p> <p>一般公募に21名の市民の方々から応募があり、年齢構成など全体のバランスを考慮して決定しました。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
7	7-1	<p>図書館の指定管理制度導入は絶対に認められません。</p> <p>市内にある会館を地元の人たちに運営を任せる指定管理はカネもうけではないから問題ありません。けれども図書館はそれなりのノウハウを持っている団体が運営するしかないから、地元の自治会の人たちで運営することはできません。</p> <p>しかしノウハウがあるからといって、カネもうけそのものが目的の企業に運営を任せることは、図書館をカネもうけの道具にすることを意味します。図書館法は「公立図書館は、入館料その他図書館資料の利用に対するいかなる対価を徴収してはならない」ことになっていますから、企業が運営すると当然他の方法でカネもうけすることになります。まず図書館でさまざまな商品を販売することです。次に自治体から入る財政からマージンを取るでしょう。その方法は二つしかありません。一つは、購入する本をケチることであり、もう一つは、図書館で働く人の給与を削ることです。いずれにしろ税金をだまし取ることです。</p> <p>これは、図書館を利用する人のためにならないばかりか、自治体や図書館で働く人の利害に反することです。だから図書館の指定管理制度導入は許されないのです。</p> <p>影山教育長は、市議会でも市民説明会でも「図書館の直営を維持する」と明言されました。しかしその言葉を真に受けられないのは、教育長が「なぜ直営がいいのか？指定管理制度ではいけないのか？」ということを含く言わないからです。もしかしたら「反対の声が多いから」ということだけではないのか？ そう勘ぐってしまいます。</p> <p>私は図書館を新しくすることに異論はありません。今まで通りに利用できれば誰も異論をはさむことはないと思います。ただ他の自治体で図書館の指定管理制度導入が進んでおり、伊達市でもスポーツ施設を怪しげな企業の指定管理に任せるようなことがある以上、黙っているわけにはいかないのです。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>図書館の運営方法については、利用者にとって利便性の高い施設で、安定した運営となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
8	8-1	<p>○市立図書館の指定管理者制について： 説明会等で新しい図書館も市の直営で行う意向が明らかにされたことはよかったが、今後のことも念頭に置き、指定管理者制の問題点等を指摘しておきたい。</p> <p>1. 図書館は他の施設と異なり収益が伴わないものであり、指定管理者の収入は専ら自治体からの委託料のみである。しかし、民間企業は収益を上げることが第一であり、そこに委託するほうが安いという矛盾することである。考えられるのは人件費の節約だろうが、図書館で働く人はすでに非正規雇用がほとんどであり、これ以上圧縮できるものではない。これ以上人件費を減らすとすれば、それは劣悪なブラック労働になる。 ★図書館の指定管理者制は、誰もが無料で利用できる社会の富を、金儲けの道具として提供することを意味すると考えます。</p> <p>2. 「行政の負担を減らす」という考え方があるが、これは市(自治体)の力が削られるということである。 公共図書館は市民の財産であり、長きに渡って運営し蓄積してきたものを捨てるべきではない。さらに、市民活動センターにかかわる条例では、『第1項の規定により指定管理者にセンターの管理を行わせる場合は、第5条、第6条及び第12条の規定中「市長」とあるのは、「指定管理者」と読み替えるものとする』と記載されており、市長の権限を指定管理者に一部委譲されていることがわかる。 選挙によって選ばれる市長の権限を、一部とはいえ公共の財産であり、教育機関でもある図書館の指定管理者に与えることになるのは、いかなるものか。</p> <p>3. 今まで市が行ってきた指定管理者制について、市民に意向を問われた覚えがないが、一般に、いつどのようなプロセスを経て決定されて来たのか、こと図書館に関しては、広く市民の考えを聴くことなく移行することはないのか等について説明を求めます。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>図書館の運営方法については、利用者にとって利便性の高い施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。</p> <p>また、一般的に、指定管理者制度を導入する場合は、市の条例を改正することとなりますので、その際に市民の皆様から意見をいただくこととなります。</p>

◎ 凡 例

【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの

【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの

【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市民意見の公募結果

意見提出者	意見番号	提出された意見の内容	回答内容
8	8-2	<p>市立図書館整備検討委員会の委員について</p> <ul style="list-style-type: none"> ・一般公募に応募した市民は何人いたのか教えてください。 ・図書館運営協力会に一般市民はどのようにかわる、あるいは入会することができるのか教えてください。 ・検討委員会委員 16 名中、一般公募が 4 名というのはずいぶん少ないと感じます。しかもその中には高校教頭など、本来有識者枠等に該当する人が含まれていて、一般市民の参加枠を減らしています。一方で、図書館運営協力会に属する人が委員の 6 割以上占めています。もちろん、図書館運営協力会のみなさんの日ごろの活動には感謝しています。その上で、運営協力会にはそれ自体の会議があるので、協力会としての意見をまとめておくことができるはずですが、そうすれば、一般公募の人数を増やせるでしょう。応募した人は、図書館への関心がかなり高い人でしょうから、落選者は傍聴参加した際に発言の機会があるなどの考慮があればと思います。（委員会規則で傍聴者の発言を認めることを記載すれば発言可能） ・アドバイザーの一人が、指定管理者 TRC で図書館長を務めた経験のある方になっています。指定管理者制は図書館にそぐわないという問題提起が、日本図書協会や図書館友の会全国連絡会などからなされている中で、この人選には疑問を持ちます。このことが、市立図書館がいずれ指定管理者制度に移行するのではないかと疑われる一つの要因になっています。 	<p>【 その他 】</p> <p>一般公募に21名の市民の方々から応募がありました。</p> <p>図書館運営協力会の委員は、任期が2年（現委員は令和7年5月31日まで）で、各分野の団体から推薦された6名及び一般公募で応募された4名で構成されているため、図書館整備検討委員会の一般公募委員同様に応募することができます。</p> <p>図書館整備検討委員会については、更に広く市民の皆様の意見を反映させるため、図書館運営協力会の委員10名（一般公募4名含む）に加え、一般公募4名、学校司書2名の16名で構成されています。</p> <p>市といたしましては市民全体の代表者で構成されていると考えており、図書館整備検討委員会会議においても、委員の皆さまから貴重なご意見をいただいています。</p> <p>一般公募から漏れた方も含めて市民の皆様から、パブリック・コメントや市民説明会でご意見をいただける機会を設けております。</p> <p>アドバイザーについては、司書資格があり、図書館長経験や図書館学に実績のある方をお願いしたものです。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
8	8-3	<p>○図書館の運営に関して</p> <ul style="list-style-type: none"> ・閲覧回数の少ない本を処分するのは止めてください。閲覧回数が本の価値が決めるわけではありません。 ・図書館の来館者数（にぎわい）を、図書館の価値の指標としないことを望みます。 ・現図書館を「子どもの遊び場」とともに「コミュニティスペース」として利用できるとよいと思います。 <p>図書館は、本を読んだり学習したり調べものしたりするための静寂であるべき場所なので、数人で集まって会話をすることができません。別棟にコミュニティスペースがあれば、とても役立ちます。</p> <p>一方で、図書館検討委員会を傍聴して毎回感じるのは、新図書館に「にぎわい」を求めているような雰囲気があることです。新図書館には、今まで通り「図書館の静寂」を維持してほしいです。</p> <p>ただし、室蘭市立図書館のように、閲覧場所と区切られた所に自販機とイス・テーブル等があるのはいいと思います。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>本の処分については、汚損または破損の甚だしい物や内容が古く史料価値の無くなったものを対象としており、閲覧回数のみを基準としていません。</p> <p>現図書館の後利用施設については、正式に決定していないため、図書館基本構想（素案）において明確な表現はしておりませんが、図書館整備検討委員会においては、新図書館と現図書館の後利用施設を一体的に運用するイメージをもとに、新図書館に必要な機能について検討を進めていただいています。</p> <p>また、新しい図書館は多世代が気軽に集える施設にしたいと考えており、個人が集中して学習することができるスペースや飲食可能な交流スペースの設置を考えています。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
9	9-1	<p>スケジュールなど パブコメが切はもう少しのばしても今後のスケジュールに間に合うと思うがなぜ早めているのか？ <なぜ> 12月に市の説明会が開かれた。市議会が今後1/13に市民意見を聞く会を開く。これも市民に還元してほしい。また、検討委員会が2回と議論が煮詰まっていない。今後3～4回がおこなわれること。委員会でもより深く議論し結果を市民に知らせてもらいたい。そのうえでパブコメはやったほうが良いと思います。パブリックコメントの切が1/10というのは、早すぎではないでしょうか？</p> <p>基本(本・知的情報など) ●人口が減少しても、必要な図書数が減っても良い、と言う事にはならない。(パブコメ資料の人口推移は意味がない) 図書は、手に取って概要を見ることが出来る事が、本を選ぶときの重要なポイントになる。現物がある事が大切と思っている。(勿論次善の策として、他の図書館から借りられるのは良いことです) ●図書館は本などを借りられること・その他の知的情報を得る場所であることを第一としてもらいたい。ゆっくりと本などを読む場所を確保してほしい。 ●図書館は直営のままが良い。 ●司書さんについては、職員化を希望する。司書の職務に専念できるように、長く市民の為に働いてくれるためにも待遇は重要。館長については、図書館業務に精通した人になってほしい。2年～3年で交代する今のやり方は、図書館をもっと良くするためには問題がある。</p>	<p>【 その他 】 令和2年度に一旦事業を凍結するまでに、伊達市立図書館あり方検討委員会において議論を重ね、図書館に関する方針について提言をいただいております。図書館運営協力会からも毎年提言をいただいております。 今回、再整備の検討にあたっては、これまでの提言を踏まえたうえで、市民の皆様から多数のご意見をいただき、図書館整備検討委員会においては、新たに新図書館に求められる機能などについての提言をしていただきます。 整備スケジュールが厳しいものになっていることは確かですが、決して議論が不十分であるとは考えておりませんので、ご理解いただきたいと思います。 なお、パブリック・コメント募集期間は条例により30日以上となっており、今回の募集期間は34日となっております。 また、市民説明会等でいただいた市民意見は適宜図書館整備検討委員会会議に報告しており、委員会において提言書(案)の協議資料としていただいております。 図書の貸出については、今後とも西いぶり広域図書館として室蘭市・登別市と連携を図るなどして進めてまいります。 図書館の運営方法については、利用者にとって利便性の高い施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
9	9-2	<p>●図書館が新しくなる時、図書の見直しと新規購入について力を入れてもらいたい。 市民や利用者から「図書の寄付」を募ってもらいたい。図書館は必要な本だけを受け入れる。寄付も募ってもよいと思います。</p> <p>●古い図書が多いように感じる。一定の整理が必要だと思う。全て廃棄ではなく、閉架書庫などで保管して必要な時に見られるようにしてほしい。</p> <p>●新図書館は、新しい機能を盛り込む事を考えると、展示本のスペースは今とあまり変わらないように見える。本は今よりも増えると言う考え方でないと、充実した図書館にならないと感じる。その意味から、新図書館は、出来れば、総二階などにして、空きスペースを予め確保できないか？現実的に言えば、現図書館を第二図書館的に使う事を考えてもらいたい。</p> <p>●電子図書については、それも良いと思うが、借りるときに概要程度が見られること。出来れば図書館でゆっくり読める事。電子図書の購入コストとランニングコスト(更新?)が、一般図書購入を圧迫しないかを事前に市民に知らせてほしい。うまく両立できるのかが不明。</p> <p>●伊達地域のコーナーには、伊達市にまつわる図書を集め、市民の活動もわかるコーナーにしてほしい。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>限られた予算の範囲内で多くの人に読まれるであろう本を中心に選書しておりますが、可能な限り市民の皆様のご要望にお応えできるよう努めて参ります。</p> <p>なお、日頃より市民の皆様等から本の寄付をいただいておりますが、一冊毎に伊達市における所蔵状況の確認・入替、装備等の作業が必要となりますので、新図書館整備の限られた時間内での大量の本の寄付についての対応は難しいものと考えております。</p> <p>最近の図書館では、書架と書架の間隔が広がるなどバリアフリー等に対応した配置となるため、蔵書数を維持するためには今以上の施設面積の確保が必要となります。限られた予算の範囲内で可能な限り市民の皆様のご要望にお応えできるよう配架等に努めて参ります。</p> <p>電子図書の導入については、北海道立図書館と連携するなどして、できるだけ将来の負担とならない運用を検討してまいります。</p> <p>伊達市に関する本については、郷土資料として引き続き適切な配架をしていきたいと考えております。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
9	9-3	<p>予備的な事としては、</p> <ul style="list-style-type: none"> ●イベントスペース2階に、映写会などが出来るように、暗幕、プロジェクター・スクリーンなどを設置してほしい。 ●太陽光発電は賛成 ●建物は、省エネ・長持ち・室温変化が少ない「高断熱・高気密」にしてほしい。ランニングコストが抑えられ、本にも人にも優しい。 ●自動貸出返却機は賛成 ●バリアフリーは賛成 ●室内の土足は止めてほしい。今までどおりが良い 本にも人にとっても良い ●飲料の自動販売機はほしい。また飲む場所も必要。 ●自動検索機の内容が分からないが、今の図書の検索はやりにくいので改善を望む。50音式?キーボードは使いにくい。 ●データベースコーナーの内容が分からない ●新図書館開館後も利用者の意見を聞く為に、投書ポストや適宜に意見交換会なども検討してほしい。 	<p>【 その他 】</p> <p>図書館の施設・設備等については、暗幕・プロジェクター・スクリーン等について新図書館でも引き続き利用できるようにするとともに、利用者にとって利便性が高くなる自動貸出返却機等の導入、環境に優しい施設となる太陽光発電等の導入の検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。また、新聞記事の検索等ができるデータベースの導入の検討を進めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの

市 民 意 見 の 公 募 結 果

意見 提出者	意見 番号	提出された意見の内容	回答内容
10	10-1	<p>図書館を指定管理者に任せるのは、現在はもちろん将来においても絶対反対です。 何故なら市立図書館という公の物を民間に託してはダメです。営利を追求する者に市立図書館は不適當です。</p> <p>これからは、今まで図書館を利用していた人々、利用していなかった人々にも身近な施設となるように、それぞれの世代に合う独立した環境を整備する必要があります。 それぞれの目的を持って、利用する方々が気持ちよく過ごせるような空間が望ましいです。</p> <p>熟考をお願いします。</p>	<p>【 その他 】</p> <p>図書館の運営方法については、利用者にとって身近で気持ちよく過ごせる施設となるよう、検討を進めるとともにサービスの向上に努めてまいります。</p>

◎ 凡 例

- 【 反 映 】 : 意見の全て、または一部を案に反映するもの
- 【 既 登 載 】 : 既に案に盛り込んでいるもの
- 【 そ の 他 】 : その他の意見・今後の参考として伺ったもの